

# ○山形県産業構造審議会条例

平成7年3月17日山形県条例第16号

## 改正

平成22年3月19日条例第7号  
平成24年3月21日条例第11号  
平成29年3月21日条例第6号  
令和2年3月24日条例第5号

山形県産業構造審議会条例をここに公布する。

山形県産業構造審議会条例

### (設置)

**第1条** 産業労働部の所掌に係る産業構造に関する重要事項を調査審議させるため、山形県産業構造審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (職務)

**第2条** 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 産業構造に関する施策の基本となるべき事項
- (2) 産業構造の変化に対応した総合的な施策に関する事項
- (3) その他産業構造に関する重要事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

### (組織)

**第3条** 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

### (委員及び臨時委員)

**第4条** 委員及び臨時委員は、産業構造に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

### (任期)

**第5条** 産業構造に関し学識経験を有する者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了するまでとする。

### (会長)

**第6条** 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

**第7条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

**第8条** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員及び」とあるのは「当該部会に属する委員及び」と読み替えるものとする。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 審議会及び部会は、必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者に対し、会議に出席し、意見を陳述することを求めることができる。

(幹事)

第10条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、産業労働部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。  
(山形県企業振興委員会条例の廃止)
- 2 山形県企業振興委員会条例(昭和38年7月県条例第36号)は、廃止する。

附 則 (平成22年3月19日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

前 文 [抄] (平成29年3月21日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。